

★感染症について



- 流行性の病気が園内で発症した場合は、掲示板でお知らせしますのでご確認ください。
- 法定伝染病の時は、一刻も早く連絡をしてください。また、その他の伝染病の場合も必ず連絡をしてください。
- 伝染病の場合は、医師の指示に従って休んでいただき、許可をもらってから登園してください。
- 体調が悪く医療機関で受診される時には、保育園に通っていることを医師に伝え、許可をもらってから登園してください。
- ご家族の方が伝染病になった時は園にお知らせください。
- 伝染病が完治し登園される場合は、必ず治癒証明書を提出してください。治癒証明書は、受診された医師に記入してもらってください。★治癒証明書が必要な病気は以下をご覧ください。
- 下記の感染症以外については、主治医の登園許可が下りるまでは、ご家庭でお休みください。

★保育園でよくみられる感染症の出席停止基準

病 名	出席停止期間
★ インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
★ 百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
★ 麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
★ ポリオ（小児まひ）	急性期の主要症状が消退するまで
★ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
★ 風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
★ 水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
★ 咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
★ 結核	治癒し、主治医が感染のおそれがないと認めるまで
★ 髄膜炎菌性髄膜炎	治癒し、主治医が感染のおそれがないと認めるまで
★ 腸管出血性大腸菌感染症 （O-157、O-55、O-104、O-111、O-126、O-145 等の大腸菌）	菌が消失し、主治医が登園して差し支えないと認めたとき
ヘルパンギーナ	主治医が登園して差し支えないと認めたとき
急性出血性結膜炎	治癒するまで
流行性角結膜炎	治癒するまで
手足口病	主治医が登園して差し支えないと認めたとき
溶連菌感染症	有効治療を始めてから2～3日経過するまで
ウイルス性肝炎	主要症状が消退するまで
ウイルス性胃腸炎 （ロタ、ノロ、アデノウイルス等）	主な症状がほとんど消失し、主治医が登園して差し支えないと認めたとき
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態がよいこと
マイコプラズマ肺炎	主な症状がほとんど消失し、主治医が登園して差し支えないと認めたとき
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身の状態が良く、主治医が登園して差し支えないと認めたとき
带状疱疹	すべての発疹がかさぶたになるまで
突発性発疹	主な症状がほとんど消失し、主治医が登園して差し支えないと認めたとき
単純ヘルペス性感染症 （口唇ヘルペス、ヘルペス性口内炎）	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができること
伝染性膿痂疹（とびひ）・皮膚化膿症	他人への感染のおそれがないと医師が認めたとき

★印は、登園の際医師が記入した治癒証明書の提出が必要です。